

請書

発注者 鳥取市長 深澤 義彦 様

次の印刷物の製造について、契約条項受諾の上、適正に履行することを誓約します。

令和 年 月 日

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

1 印刷物名

品名	規格・品質	単価(円)

(単価の欄に掲げる額には、消費税及び地方消費税を含む。)

- 2 納入場所 注文書で指定する納入場所
- 3 請負代金額 1の物品の単価に注文書で発注する数量を乗じて得た額
- 4 納入期限 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの
期間で注文書により指定する日
- 5 契約保証金 免除

（契約条項）

- 1 受注者は、この契約条項（請書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（仕様書、原稿、見本等及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、請書記載の請負代金をもって、請書記載の印刷物の製造を請書記載の納入期限内に完了し、発注者に引き渡さなければならない。
- 2 受注者は、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする印刷物製造の請負契約をいう。以下同じ。）の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 3 この契約条項に定める請求、通知、承諾、及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、製造の全部を一括して第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。
- 6 発注者から納入期限若しくはこの契約の内容の変更又はこの契約の全部若しくは一部を解除することについての協議があったときは、受注者は協議に応じなければならない。
- 7 受注者は、その責めに帰すことができない事由により納入期限内に印刷物を引渡しできないときは、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長変更を請求することができる。
- 8 受注者は、製造を完了したときは、速やかにその旨を発注者に通知し、発注者は、当該通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、製造の完了を確認するための検査を完了しなければならない。
- 9 受注者は、印刷物が前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを取り替え、又は修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、取替え又は修補の完了を製造の完了とみなして前項の規定を適用する。
- 10 受注者は、第8項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができ、発注者は、適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。発注者の責めに帰すべき事由により、当該請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じた額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
- 11 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等相当額に変動が生じた場合は、受注者は、この契約をなんら変更することなく請負代金に相当額を加減して支払う。
- 12 仕様書等で分割納入の対象とする製造の部分、回数及び時期が定められているときは、第8項中「製造」とあるのは「分割納入に係る製造」と、第9項中「印刷物」とあるのは「分割納入に係る印刷物」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 13 受注者の責めに帰すべき事由により納入期限内に製造を完了することができない場合においては、発注者は、請負代金から前項の規定による納入部分に相応する請負代金を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における、遅延利息の率を乗じた額を損害金として受注者に請求することができる。
- 14 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) その責めに帰すべき事由により、印刷物を納入期限内に請書記載の納入場所においてその数量を引渡ししないとき、又は引渡しする見込みが明らかでないときと発注者が認めたとき。
 - (2) 引渡しされた印刷物が仕様書等記載の規格・品質と相違するとき。
 - (3) 受注者が、暴力団、暴力団員及び鳥取市の行政事務からの暴力団等の排除に関する要綱（平成24年1月17日制定）第3条に規定する者と認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 15 発注者は、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認められたときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為
 - (2) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条に規定する行為
- 16 前2項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は、請書記載の単価に仕様書記載の年間発注予定数量を乗じて得た額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 17 受注者は、発注者が第14項各号のいずれかに該当する行為をしたと認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の10分の1に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約が終了した後も同様とする。なお、発注者に生じた実際の損害額が当該賠償金の額を超える場合において、発注者が当該損害額の超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 18 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合において、発注者は、受注者がこの契約を履行したときは、契約保証金を返還する。
- 19 発注者は、この契約に基づいて発注者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受注者が負う債務と相殺することができる。
- 20 この契約条項に定めのない事項については、鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）の定めるところによるほか、必要に応じて発注者受注者協議して定める。